

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
52	福祉局(地方独立 行政法人東京都 健康長寿医療セ ンター)	特命随意契約の 締結に当たり、提 案に基づき、相手 方を選定した根 拠を明確にした 上で契約を締結 すべきもの	法人は、現行の医療情報シ ステムが令和7年12月31日に 運用を終了する予定であった ため、次期システムに係る導入支 援業務をAとの委託契約により 実施している。 本契約は特命随意契約であ り、特命理由書には、昨今の物 価高騰や病院の経営状況を踏ま え、高いハードルのコストダウ ンが求められているのが現状で あり、複数の国立病院等におい てシステムの入札に当たり大幅 なコストダウンを実現させた実 績を持つAを契約相手とする旨 が記載されていた。また、契約 相手を選定する業者選定委員会 においても、この特命理由によ りAを選定していた。 そこで、法人が、次期システ ムの導入において大幅なコスト ダウンが可能であるのはAであ ると判断するに際して使用し た、コストダウンの実績や手法、 削減可能な金額等に関する確認 資料を法人に求めたが、確認で きるものはなかった。 さらに、法人は、契約事務細 則に定める「緊急の必要により 競争に付することができない場 合」に該当することとして、本契約 を特命随意契約により締結した としているが、特命理由書には そのことが全く記載されておら ず、特命随意契約の根拠として 明確に確認できる状態ではな かった。 法人が、Aを本契約の相手方 に選定した根拠が不明確な状況 であることは、特命随意契約の 手続において適切でない。 法人は、特命随意契約の締結 に当たり、規程に基づき、相手 方を選定した根拠を明確にし た上で、契約を締結されたい。	指摘の発生原因は、起案部署及 び契約管理関係による特命理由や 根拠の確認不足である。 そのため、法人は、令和6 年11月12日付で通知文を 発出し、特命随意契約の締結に当 たっては、特命理由書を分かりや すく記載することや根拠となる 資料を添付することを全事務職 員へ周知した。 また、同日に開催した、経営部 門の課長・係長会において、事務 部長より、監査指摘の対象となっ た事業の概要や具体的指摘内容 等も含めて説明し、再発防止の徹 底を期した。 なお、監査結果とその対応につ いて、令和7年3月24日に開催 したセンター運営会議に報告を 行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
53	福祉局(地方独立 行政法人東京都 健康長寿医療セ ンター)	地震発生時の職 員の参集基準に ついて記載の統 一を図るべきも の	法人は、首都直下型地震等の 災害時に、直ちに患者及び職員 の安全を確保し病院施設・設備 の保全を図るとともに、被災者 を救護する役割を担うため、「東 京都健康長寿医療センターBC Pー震災編ー」を策定し職員 の参集基準を定めている。また、 BCPに基づき「危機管理マニ ュアル」を策定し、令和5年度か らは、法人の全職員に対して、 災害発生時における職員の初動 対応の周知等のため、携帯用の 防災カードを配付しこれらに参 集基準を記載している。 ところで、法人は災害拠点病 院に指定されており、災害発生 時には、必要となる職員の確保が 重要である。 そこで、これらの参集基準を 確認したところ、危機管理マニ ュアル及び防災カードに記載さ れた大規模地震発生時の参集基 準がBCPのそれと異なる内容と なっていることが認められた。 こうしたことは、災害拠点病 院としての初動対応に支障が生 じる恐れがあることから適切で ない。 法人は、BCP等における地震 発生時の参集基準の記載につい て、業務継続体制が確実確保 されるよう統一されたい。	法人は、令和6年11月1日付 けで、BCPの参集基準を見直した 上で改訂し、同時に危機管理マニ ュアルにおける参集基準がBCP と統一されるように改訂した。 改訂内容については、令和6 年11月6日に職員ポータルサ イトを通じて周知した。 また、職員が携帯している防災 カードの修正については、改訂し た参集基準のシールを作成し、令 和7年2月4日職員に配布した。 【1-エ】 指摘の発生原因は、BCP、危機 管理マニュアル及び防災カード の記載が整合すべきとの認識が 不足していたことである。 そのため、法人は、今後、BCP 及び危機管理マニュアルを改訂 する場合は、両者を一体的に検討 し、相互に矛盾が生じないよう 留意するとともに、その改訂内容 を正しく防災カードにも記載す る。 なお、令和6年10月29日の 各部署の防災担当が参加する会 議において、BCP、危機管理マニ ュアル及び防災カードの記載の 整合性を確認するとともに、周知 を行った。 また、職員に正しい参集基準が 周知されるよう、令和7年1 月28日には災害対策本部立ち上 げ訓練を実施するとともに、同日 に全職員を対象に、統一された参 集基準に基づく、安全確認システ ムを活用した安全状況の確認及 び参集訓練を実施することで、防 災意識の向上を図った。 なお、監査結果とその対応につ いて、令和7年3月24日に開催 したセンター運営会議に報告を 行った。【2-ウ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
			法人の内部統制に関する規程では、法令等の遵守などを目的として、内部統制を整備するとともに、継続的にその取組の見直しを図っている。法人ではセンター運営会議において経営担当の理事が理事長のもと内部統制を統括しており、法令等の遵守に関する研修等を実施することとしている。 このうち、コンプライアンス研修については、汚職をはじめとする職員の非行を未然に防止するため、倫理規程に基づき、全職員に対して実施することとしている。また、実施通知によると、全職員が5年間に1回は受講するしつ皆研修とされている。 そこで、コンプライアンス研修の実施状況について見たところ、以下のとおりであった。 (1) 令和4年度については対象となる職員のうち16.4%、令和5年度については13.9%の職員が受講しておらず、しつ皆研修の受講状況としては不十分である。 (2) 研修の内容の多くは情報セキュリティ・個人情報保護研修の内容と重複しており、汚職や非行の防止のために必須となる事項が含まれておらず、研修の目的に照らして不十分であった。 (3) 他の研修については1年間に1回受講するしつ皆研修とされているのに対し、コンプライアンス研修は5年に1回の受講とされている。令和元年度から令和5年度までの間に職員の懲戒処分事案が複数発生していることから、現行の研修頻度は十分であるとは言えない。 法人は、センター運営会議において研修の実施方法や内容などについて検討し、内部統制の取組の実効性を確保されたい。	法人は、令和7年3月3日に経営企画局長の決定により、令和7年度研修基本計画から、コンプライアンス研修の実施頻度を、毎年度しつ皆の研修に改めることとし、研修の受講率向上のため、実施方法を集合研修からeラーニングへ変更することとした。 また、従来から定められていた研修の目的に対して、研修内容が不十分であった汚職や非行防止に関する項目については、令和6年度の研修より、項目を追加することとした。 上記、計画の改定と研修内容の見直しについて、令和7年3月24日に開催したセンター運営会議に報告を行った。 また、研修内容を見直して実施した、令和6年11月7日、12日及び13日の研修の未受講率は24.7%、未受講者は75名であったが、退職者等を除く未受講者68名に対しては、研修教材を配布し、確認テストを実施する補講を行った結果、受講率は100%を達成した。【2-ウ】
54	福祉局(地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター)	コンプライアンス研修について、内部統制の取組の実効性を確保すべきもの		
1				
2				
ア	イ	ウ	エ	
				◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
55	保健医療局(地方独立行政法人東京都立病院機構)	公務災害の補償請求について、地方公務員災害補償基金への請求漏れが発生しないよう進行管理を適切に行うべきもの	公務上の災害を受けた場合、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員(被災職員)に対し、被災職員の所属する地方公共団体等に代わって、地方公務員災害補償基金が必要となる補償等を実施することとなっている。多摩北部医療センターにおいて、センターの職員が公務災害で受診した案件について確認したところ、基金への公務災害の認定請求、認定後の補償請求が行われていないため、診療費が未収金のままとなっており、事例が認められた。公務災害の補償を受ける権利は、法により時効があることから、権利が消滅する前に補償請求を行う必要がある。しかしながら、センターでは、監査日現在、公務災害に関する進行管理が適切に行われておらず、既に時効で補償請求ができない案件も見受けられる状況となっている。	センターでは、事実確認時点(令和6年11月22日)で時効が到来していない未処理案件について、令和7年4月10日まで請求手続を完了した。【1-エ】指摘の発生原因は、申請手続等の進行管理を担当者のみで行っていたこと、及び関係部署との進捗状況の共有が不十分であったことである。 そのため、センターでは、令和7年1月27日までに、公務災害の認定請求手続等の進行管理について、「公災・労災状況一覧」にて請求から治療申告に至るまでの状況を総務課及び医事課で共有する方法に改めた。 また、センターでは、毎月開催している安全衛生委員会が報告する公務災害事故報告の資料に、請求手続の進行状況を記載し、当該委員会においても進行管理を行うこととするなど、公務災害の認定請求漏れや基金への療養費の請求漏れがないよう、センター全体で進行管理を徹底する体制を整備した。【2-ウ】 法入では、令和7年1月30日付通知文により各病院等に対して、次年度の内部監査で確認を行う。【2-エ】
	1	2		
		ア	イ	ウ
		オ	カ	キ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
56	保健医療局(地方 独立行政法人東 京都立病院機構)	未収金の管理に 当たり、債務者等 への対応を適切 に行うべきもの	墨東病院は、外国人の患者が多く、診療費の未収金の発生も多く生じるところであるが、その回収に向けては、弁護士等へ債権回収委託するなど積極的に取り組んできているところである。 ところで、病院における過年度の未収金で高額となっている案件について見たところ、 (1) 交通事故により救急搬送され、現金の持ち合わせがないとして徴収猶予申請書が提出されているが、交通事故の相手方の自賠責保険等により支払うとされていた案件 (2) 日本への旅行中に救急搬送され、海外にいる家族からその診療費を分割支払されていた案件 が認められた。 しかしながら、監査日現在、 (1) は、自賠責の相手方との連絡が滞り、1年以上督促等を行っていない。また、(2) は、海外にいる家族との連絡が滞り、3年以上督促等を行っていない。 未収金の回収は、債務者等の現状を把握し、機を逸することなく対応することが必要であるため、病院のこのような未収金の管理状況は適切でない。病院は、未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行われたい。	(1) については、令和6年11月15日及び同月19日、損害保険会社への診療費の支払手続を依頼するため、患者本人が既に帰国していたことから患者家族に連絡したが、連絡がつかなかった。 そのため、病院による回収は困難と判断し、債権回収を委託している弁護士に対し、令和6年12月27日付けで本件の回収を委任した。 (2) については、令和6年11月、病院は、患者の家族に連絡して支払を依頼し、令和7年1月14日、病院は患者家族から一部入金を確認した。残金については、同年3月17日までに支払計画を提出するよう求めていたが、患者家族からの返信がなかったため、患者家族に弁護士に債権回収を委任する旨の連絡をし、同月18日付けで委任した。【1－ア】 本指摘の原因は、病院では未収金担当者1名が進捗管理・回収業務を行っており、他の職員は業務を把握できない状況であったことである。このため、以下の再発防止策を実施する。 ・病院は、交通事故の案件については、患者・加害者・損害保険会社と継続的に交渉し、診療費の支払までのスケジュールを交通事故未収金管理表を用いて管理することとした。毎月最低1回は状況確認を行い、スケジュールどおりにいかない場合は速やかに修正案を作成し、請求可能な状態を継続するとともに、適切に回収の取組を行う。【2－ア】 ・病院は、診療費が分割支払いされている案件については、分割納入者管理リストに基づき入金予定日に入金を確認することにより、入金期日の管理を徹底し、入金を確認できない場合には速やかに催告を行うこととした。【2－イ】 (次頁へ続く)

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要		
	措置区分					
56	保健医療局(地方 独立行政法人東 京都立病院機構)	未収金の管理に 当たり、債務者等 への対応を適切 に行うべきもの	在居病院では、地下1階及び 地下2階の防火シャッター開閉 機の修繕のため、病院の建物管 理委託契約の契約相手と5件の 特命随意契約を締結している。 これらの契約について見たと ころ、以下の不適正な事例が認 められた。 (1) 病院の事務決裁規程では、 予定価格が400万円未満 の請負契約は課長等の決裁 権限事案、予定価格が400 万円以上2,000万円未満 の請負契約は部長等の決裁 権限事案と定めている。 病院は、本修繕を5件の契 約に分割し、それぞれ が400万円未満の請負契 約であることから、課長等の 決裁権限事案として処理 している。 5件の契約は全て防火シ ャッター開閉機の修繕であ り、一体として契約するこ とが可能な案件であるが、分割 発注した理由について病院 に確認したところ、明確な理 由はなく、契約相手との調整 による結果であるとしてい る。 (次頁へ続く)	(前頁から) ・病院は、未収金高額上位20 件について、高額案件管理表を 用いて管理し、毎月最低1回 は、医事課長を交えた打合せを 行い、医事課の職員やMSW(医 療ソーシャルワーカー)など関 係者で情報共有を行うとともに 、今後の回収に係る方針を決 定することとした。【2-ア】 ・法人は、令和7年1月30日 付通知文により、各病院等に対 して事案の共有と注意喚起を 行った。また、全病院・所の事 務局長が参加する令和6 年11月28日開催の事務局 長会において、回収困難なもの は弁護士委任を積極的に活用 するように周知した。【2-エ】		
					1	2
					ア	イ
◎						

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分		(前頁から)	
57	保健医療局(地方 独立行政法人東 京都立病院機構)	修繕契約を適正 に行うべきもの	(2)本修繕の特記仕様書では、 受注者は、現場代理人、監理 技術者及び主任技術者を発 注者へ通知することとして いるが、監査日現在、その通 知がなされておらず適正で ない。また、その後、監査日 以降に改めて提出された同 通知を確認したところ、当該 修繕について受注者が下請 けに出していたことが判明 したが、病院の監督員へその 通知は行われておらず、病院 がこれを把握していなかつ たことは適正でない。 病院は、明確な理由がないま ま分割発注を行わないように するとともに、特記仕様書に 沿った適切な監理を行うよう 、修繕 契約を適正に行われたい。	
		1	2	
		ア イ ウ エ オ	ア イ ウ エ オ	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
措置区分				
1		2	多摩北部医療センターは、栄養科厨房や病院屋外の清掃業務を委託している。 本委託契約の仕様書内容及び履行状況を確認したところ、次のとおり適切でない事例が認められた。 (1) 栄養科厨房の清掃業務は、定期清掃と特別清掃があり、仕様書において「受託者は毎回の業務終了後、当日の勤務者名、業務内容、及び各清掃箇所の写真を委託者に提出すること。」と定めている。 (2) しかし、定期清掃においてはその報告がなく、特別清掃においては、月に一度の報告会で報告されているなど、仕様書と異なっており、履行確認が不十分である。 (2) 病院屋外清掃業務においては、仕様書の中では業務報告をすることを定めていなかった。支出の根拠となる履行確認をするために、事業の提出は必要不可欠であるが、仕様書に定めないまま、業務報告をさせている。 センターは、業務報告の方法について仕様書に記載することともに、適切に履行確認をされた	ア イ ウ エ オ
1		2		ア イ ウ エ オ
ア	イ	ウ		エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
59	保健医療局(地方 独立行政法人東 京都立病院機構)	院外職員住宅の 借上げに当たり 今後検討すべき もの	病院では、病院の大規模改修 工事に伴い、住人数が縮小され ることから、院外住宅を令和6 年3月から新たに借り上げてい る。 本契約の経緯は、病院が信託 銀行に口頭にて業者の仲介を依 頼し、その後、銀行から住宅業 者を紹介してもらい、その住宅 業者より土地オーナー親族の紹 介を受け、土地オーナー親族が 代表を務めるAと特命随意契約 にて賃貸借契約を締結してい る。 病院は、契約前にAとの間で 合意書を取り交わしており、A は、病院が住宅全て（1棟17 戸）を25年間借り入れる前提 で、A社長親族の所有地に新築 住宅を建築している。Aは、住 宅業者に住宅建築を発注、更に その関係管理会社とその後の管 理を発注、また親族には土地使 用料を支払い、病院は、管理会 社経由でAに家賃を支払うとい う仕組みとなっている。 ところで、賃貸借契約につい て見たところ、以下の不適切な 事例が認められた。 （1）契約事務処理要綱では、 土地、建物に係る賃貸借契 約は、慣行上合理的な期間 としており、法人は、本件以 外の院外住宅については2 年更新の契約を行ってい る。 一方、本件の賃貸借契約 は、契約期間が25年間と 長期的なものとなっており、 この契約期間について は、Aとの交渉によるもの としている。また、中途解約 については、契約残金額相 当の違約金を一括にて支払 う契約内容となっており、 事実上、解約はできないも のとなっている。 （次頁へ続く）	本指摘の原因は、院外職員住宅 の借上げに關して長期契約締結 の際に法人本部が関与するルー ルが定められていなかったこと である。 このため、職員住宅を院外で確 保する案件が発生した場合、2年 更新を原則とし、例外的に2年を 超えての長期契約を締結する必 要がある場合は、契約締結前に法 人本部所管部署（総務部人事課人 事グループ人事担当（総与・労務 班））が関与するルールを定め、 各病院等に対して令和7年2 月5日付通知文により通知した。 所管部署は、各病院等から協議が あった場合、その内容を法人本部 関係部署（事業推進部契約調整課 契約調整グループ契約制度担当） と共有し、契約方法・条件等が適 切なものになっているか十分確 認するとともに、必要な助言等 を行う。【2-ウ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
59	保健医療局(地方 独立行政法人東 京都立病院機構)	院外職員住宅の 借上げに当たり 今後検討すべき もの	(前頁から) しかしながら、要綱に基 づかない契約を行っている ことは適正でなく、さらに、 今後の経営情勢などとは不確 定な要素も多くあることか ら、長期の契約については より慎重な姿勢が求められる ため、長期契約の在り方 について検討されたい。 (2) 本件は病院で契約を行っ たものであるが、ガバナンス 上、法人本部の関与を確 認したところ、本部の関与 はまったたくなく、契約後に 内容を把握したとことで あった。 しかしながら、内部統制 の観点からも、本件のような 特殊な契約については、 当初から本部が関与できる 体制づくりが求められるた め、そのガバナンス体制を 検討されたい。 法人は、院外職員住宅の 借上げに当たって、契約方 法の在り方及び本部のガバ ナンス体制など、今後検討 するよう改められたい。	

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
60	産業労働局(地方 独立行政法人東 京都立産業技術 研究センター)	成長産業分野の 海外展示会出展 に係るアトバイ ザリー業務委託 についての請求及び 概算払による交付 を適切に行う べきもの		局は、都市の課題を解決する成長産業分野への参入機会を広げるため、海外展示会への都内中小企業の出展を支援し、出展する企業に対してサポートなどを行う「成長産業分野の海外展示会出展支援事業」を実施している。このうち、技術的側面からのサポート・アトバイス、出展物等の性能・精度に関する測定の支援などについて、法人と委託契約を締結している。本委託契約に係る資金については、資金計画を定め、これに基づき、法人からの請求を受けた局が半期ごとの概算払により交付を行うこととしている。ところで、概算払とは、経費の確定を待たずに概算額をもって支払うものであり、相手方に資金の便益を与えるものであるから、概算で支払う額は、厳に必要の限度にとどめなければならないとともに、不要不急の資金を交付することのないよう、適時適切な資金交付とすべきである。そこで、この契約における交付から精算までの状況を確認したところ、令和4年度及び令和5年度とも、契約金額の全額が交付されているが、上半期が終了した時点で、多額の未執行が生じていること、精算においては、契約金額の大半が返納になっていることが認められた。このことについて、法人によると、出展物等の性能・精度に関する測定の支援は、上半期が展示会の準備に向けたもの、下半期が展示会後の商談先からの要望等に基づくものと、測定の目的が変わるため、資金計画とおりの支援体制を整えたが、結果的に企業からの依頼がほとんどなかったことが主な要因であるとしている。 (次頁へ続く)	指摘の発生原因は、法人及び局ともに、上半期の執行状況及び下半期の執行見込みについて、十分な精査を行わず、当初の資金計画に基づき下半期の請求・支出を行ったことである。局は、令和6年度の出展支援企業に対して、令和6年11月の底僚分野の展示会出展後、令和7年3月末までの法人の支援サービスの利用見込みを精査し、令和6年度下半期の資金計画の見直しを行い、令和6年12月17日付けで局に変更申請を行った。局は、申請内容を検討し妥当と認めたため、令和7年1月6日付けで承認を行った。【2-41】今後は、局と法人で調整を行った上で資金計画を定める。局は、例年11月に行われる医療分野の展示会終了後に、支援企業に対し、今後の法人の支援サービスの利用予定についてアンケートを実施し、結果を法人に共有する。法人は、上半期の執行状況及び局が実施したアンケート結果を基に今後の支援サービスの利用見込みを精査し、下半期の必要経費を精査の上、必要経費の請求または資金計画の見直し等を適切に行っていく。局は、法人からの上半期の執行状況の報告を踏まえ、下半期の必要経費を十分に確認し、適切な資金交付を行っていく。【2-41】局は、令和7年1月7日付通知文により、概算払の取扱いに関する留意点について、局内に周知した。局は、令和7年1月23日付通知文により、当該指摘事例や留意点について、局内へ周知した。【2-エ1】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
60	産業労働局(地方 独立行政法人東 京都立産業技術 研究センター)	成長産業分野の 海外展示会出展 に係るアトバイ ザリー業務委託 に係る資金につ いての請求及び 概算払による交 付を適切に行う べきもの	(前頁から) しかしながら、上半期が終了 した時点で、委託業務全般で多 額の未執行が生じていることを 踏まえると、下半期に必要な 資金についての精査が必要で あったにもかかわらず法人は、 上半期の状況報告の中で、今後 の見込みについて「当初予定ど おりの支出を想定」として、資 金計画どおり請求し、局も十 分に確認することなく交付した ことは、上述した概算払の趣旨 に沿ったものとは言えず、適切 でない。 法人は、成長産業分野の海外 展示会出展に係るアトバイザリ ー業務委託に係る資金につい て、執行状況を踏まえた上で、 適切に請求をされたい。 局は、概算払による資金交付 を適切に行われたい。				
		1		2			
		ア	イ	ウ	エ		
					◎	○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
63	交通局(東京交通サービス株式会社)	廃棄物の処理を適正に行うべきもの	産業廃棄物及び機密書類の処理に係る会社の委託契約について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。 (ア) 契約書及びマニフェストについて 産業廃棄物処理委託の契約書には、収集運搬業、処分業の許可証の写しを添付しなければならぬが、添付されていない。 また、受託者に対して産業廃棄物の種類等を記載したマニフェストを交付しなければならぬが、会社は自ら内容を記載しておらず、受託者が全てを記載している。 (イ) 水銀が使用されている製品の処理について 水銀使用製品産業廃棄物は、収集運搬、処分それぞれについて許可を有する者に委託しなければならぬが、会社は受託者が必要な許可を有しているか確認しなかった結果、処分業の許可を有していない者と契約している。 また、マニフェストには、排出物に当該廃棄物が含まれることを記載しなければならぬが、受託者に作成を任せただけの結果、このことが記載されていない。 (ウ) 機密書類の処理について 本件で処分する機密書類は一般廃棄物に分類される。また、廃棄物の処理業者はその処理を他人に委託してはならないと定められている。しかしながら、会社は、書類を一般廃棄物とせず、産業廃棄物として処理を委託しており、受託者が書類の処理を再委託していることを看過している。 また、会社は、書類の処理について確認しないまま検査完了としている。 これらの状況は、会社が廃棄物処理法の規定を十分に理解していないことが原因となっている。 会社は、廃棄物の処理を適正に行われたい。	指摘の発生原因は、廃棄物処理の事務手続を行う担当者が廃棄物処理法の規定を十分に理解していないことである。 そのため、会社は、令和6年12月26日に各部の課長を対象として、今回の指摘の内容と一般廃棄物及び産業廃棄物の処理する上での注意事項を周知徹底した。【2-エ】 さらに「廃棄物処理の事務手続き」を作成し、令和7年1月29日に、各課の担当者に適正な廃棄物処理の事務手続について周知するとともに、社内情報システムの掲示板に掲出し周知を図った。【2-ウ】
	1			
	2			
ア	イ	ウ	エ	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
64	交通局(東京交通サービス株式会社)	日常的な維持修繕について契約方法を検討し適切に運用するための規程等を整備すべきもの	会社は、局から依頼された日常的に発生する軽微な維持修繕について、それぞれ契約締結前に修繕を行わず、その結果を毎月1回程度まとめて事後に1件の緊急契約とし、完了検査もまとめて1件として処理しているが、このような緊急契約の方法は会社の規程では定められていない。 また、事後の契約に基づいて1件にまとめた履行完了届を補完するものとして、相手方から提出されている個々の修繕に係る完了報告書に確認の押印や署名がないなど、当該案件の監督員がその都度完了を確認したことを確認できず、適時の検査となっていないことは適切でない。 都では、例えば、繰り返し発生することが見込まれる維持修繕について、競争契約によって必要な工種ごとの単価を定めた契約としておき、補修が必要となった場合には指示書で契約の相手方に施工を指示し、工事完了後に契約の相手方が提出する工事完了届等により出来高を確認し対価を支払う「単価契約工事」によって対応している。 会社は、日常的な維持修繕を適切に処理するための契約方法を検討し、これを適切に運用するための事務手続等を詳細に定める必要がある。 会社は、日常的な維持修繕について契約方法を検討し、これを適切に運用するための規程等を整備されたい。	指摘の発生原因は、1件当たり数万円の修繕が年間1,500件程度と頻発する中、日常的な維持修繕を適切に処理するための契約方法及びそれを運用する事務手続等が定められていないことである。 そのため、会社は、競争等契約参加資格者名簿を元に、日常的な維持修繕に対応可能な者をあらかじめ指名業者選考委員会の審議を経て登録し、登録者と毎年度、協定を締結する仕組みとした。その上で、修繕が必要となった際は、登録者の中から、地域性、迅速性等を勘案して緊急修繕履行依頼書兼受注書を交付し、相手方の承諾をもって契約の締結とみなすこととした。また、完了検査は修繕ごとに実施するよう整理した。これらの取扱いを定めた「都営地下鉄駅舎等修繕に関する要綱」を、令和7年4月1日付で施行した。【2-イ、2-ウ】				
					1			
					2			
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎	○	

〔令和6年行政監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
65		ケア・コミッション ナーを平時から 選任すべきもの	都立施設を活用した一時滞在施設の利用は、都立一時滞在施設が防災時に機能するよう平時に準備すべき事項や災害時の具体的な運用等を定めた運営計画をあらかじめ策定しておく必要がある。 また、施設管理者は、平時からケア・コミッションを職員の中から選任し、ケア・コミッションナーは、要配慮者等への対応の観点から、運営計画の策定等に参加することとなっている。 そこで、監査対象の各施設におけるケア・コミッションナー選任の状況について確認したところ、東京ウイメンズプラザにおいては、監査目現在、ケア・コミッションナーを選任しておらず、適切でない。 東京ウイメンズプラザは、ケア・コミッションナーを平時から選任された。	東京ウイメンズプラザは、令和6年11月1日付けで一時滞在施設運営マニュアルを改定した。【1-エ】 指摘の発生要因は、都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアルへの担当者の理解が不足していたことにあるため、庶務担当により後年度への引継ぎを確実に行うこととした。【2-ウ】

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

